

12. 獣疫予防

(1) 犬の飼育・管理及び猫の引き取り

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は23,616頭、予防注射実施頭数は14,061頭であり、今後とも未登録犬等の飼育者に対する指導徹底が課題である。また、犬の保護、引き取り犬収容業務は、中央、中村小動物管理センターを中心に実施され、保護頭数88頭、引き取り犬頭数1頭、処置頭数3頭であった。また、犬に関する相談件数は791件であった。

＜犬の登録、保護、処置の状況＞

項目 \ 年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
登録頭数	27,083	26,530	26,027	25,280	24,846	24,274	23,616
予防注射頭数	17,018	17,018	15,620	15,014	14,564	14,025	14,061
保護頭数	209	177	181	159	110	101	86
引き取り犬頭数	9	4	7	7	6	4	1
処置頭数	28	31	9	7	3	8	3
薬殺回数（薬殺頭数）	0	0	0	0	0	0	0
相談件数	1,252	1,259	862	884	841	733	791

イ 咬傷犬の届出件数等

咬傷事故の防止のため野犬等の保護、引き取り犬の収集と正しい犬の飼い方の指導を行っているところであるが、咬傷件数は20件、告発件数は0件であった。

＜咬傷犬の届出、処置状況＞

年度 \ 項目	咬傷犬の届出件数	内 訳		措置命令件数	内 訳			告発件数
		保健所届出件数	警察署経由件数		咬傷犬	けい留規定違反	所有者遵守事項違反	
H29	10	10	0	0	0	0	0	0
H30	8	8	0	0	0	0	0	0
R元	10	10	0	0	0	0	0	0
R2	11	11	0	0	0	0	0	0
R3	17	17	0	0	0	0	0	0
R4	20	19	1	0	0	0	0	0
R5	17	16	1	0	0	0	0	0

ウ 引き取り猫の返還・譲渡・処置頭数

平成26年度に中央・中村小動物管理センターに猫の飼養施設を設置し譲渡を開始した。

年度	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
29	0	18	460
30	1	53	381
R元	2	85	360
R2	3	62	399
R3	1	49	200
R4	7	24	186
R5	1	30	189

エ 引き取り犬、引き取り猫頭数（有料）

年度	子犬	親犬	子猫	親猫	備考
29	0	9	3	2	
30	0	4	0	0	
R元	0	7	0	0	
R2	0	7	0	0	
R3	1	5	0	0	
R4	0	4	0	0	
R5	0	1	0	0	

(2) 食肉衛生

ア と畜検査頭数

と畜検査頭数の合計は101,617頭（対前年比98.4%）、牛は362頭（対前年比50.8%）、馬は0頭（前年3頭）、豚は101,255頭（対前年比98.7%）となっている。

<畜種別と畜検査頭数>

畜種別 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
牛	900	839	838	797	712	362
とく（子牛）	0	0	0	0	0	0
馬	0	0	0	0	3	0
豚	99,145	99,437	101,405	102,746	102,563	101,255
めん羊・山羊	1	0	1	0	0	0
合 計	100,046	100,276	102,244	103,543	103,278	101,617

イ と畜場別検査頭数

四万十市営食肉センターで103,278頭の検査を実施した。

令和5年度

と畜場名 \ 畜種	牛	とく（子牛）	馬	豚	めん羊・山羊	合 計
四万十市営食肉センター	362	0	0	101,255	0	101,617

ウ と畜検査における疾病別全部廃棄状況

全部廃棄処分は豚47頭であり、廃棄原因疾病名は、豚丹毒7頭、膿毒症3頭、敗血症30頭、尿毒症1、腫瘍変性又は萎縮5頭である。また、牛はと殺禁止処分が0頭、全部廃棄処分は0頭である。

エ 切迫と殺件数

食肉衛生検査所の衛生指導により平成3年以降は0件である。

(ア) 年度別切迫と殺件数

畜種別 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
牛						
馬						
豚						
めん羊・山羊						
合 計	0	0	0	0	0	0

(イ) 年度別切迫と殺件数（原因別）

種類 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
不慮の災害により負傷						
不慮の災害により救うことのできない状態						
難産						
産じょく麻痺						
急性鼓張症						
合 計	0	0	0	0	0	0

(3) 食鳥検査

ア 許可施設数

食鳥処理事業の許可及び衛生指導を実施。県所管区域内に法定許可施設（年間処理羽数30万羽以上）は無く、認定小規模食鳥処理施設は12施設。

令和5年度

食鳥処理事業 許可施設数	高知県食肉衛生検査所					合 計
	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	
法 定	0	0	0	0	0	0
認 定	3	3	2	1	3	12
合 計	3	3	2	1	3	12

イ 認定小規模食鳥処理場の処理状況

12施設における処理羽数は、ブロイラー、成鶏等で42,735羽であった。

令和5年度

食鳥処理した羽数	基準に適合した羽数	基準に適合しなかった羽数	内 訳	
			全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
42,735	41,970	765	764	1

(4) 化製場等関係施設数

県内の魚介類、鳥類の処理施設は6施設である。指定地域内で一定数以上の動物を飼育する場合は許可が必要であるが、その許可施設数は1である。

<化製場等施設及び動物の飼養施設の状況>

令和5年度末

保健所名	死亡獣畜 取扱場	化 製 場	魚介類・ 鳥類の処理・貯蔵 施設 (第8条)	動 物 の 飼 養 又 は 収 容						
				牛	馬	豚	鶏	山羊	犬	計
安 芸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央 東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
須 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幡 多	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1
合 計	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1